

平成 2 6 年度 事業計画

基本方針

変わる事のない厳しい社会情勢の中、少子高齢化や核家族化が進行し、コミュニティ意識の希薄化などにより、地域のニーズや個々の福祉ニーズは多様化しているのが現状です。そこで本会は、ささえあい活動推進地区として、サロン活動をはじめ買い物支援、見守り活動等、地域のニーズに合った取り組みを実施できる地区の支援及び、実施地区の増加を目指します。また今年度は、第 1 期地域福祉活動計画の最終年度であり、制度改革の動向、地域の課題などを見据え、市の地域福祉計画との整合性を図りながら、第 2 期荒尾市地域福祉活動計画を策定します。

また、3 施設(総合福祉センター・ふれあい福祉センター・潮湯)の管理運営につきましては、再び今年度から 5 ヶ年指定を頂きましたが、従来どおり利用者の皆様に喜んで頂けるように、健全な施設運営に努めてまいります。

介護保険事業や障がい福祉サービス事業につきましては、介護報酬等の収入がますます厳しい状況の中、昨年 10 月より実施した生活介護事業の開所日の拡大など利用者のニーズに応えながら、増収に繋げていきます。また平成 2 7 年度からの介護保険制度改革を踏まえて、荒尾市の動向も考慮しながら、予防給付におけるサービスを十分検証し、利用者の皆様に対してはより質の高いサービスが提供できるよう、技術講習及び視察研修を積極的に実施し、職員の資質向上に努めていきます。

収益事業である市民病院内売店の経営につきましては、平成 2 6 年 4 月からの消費税率のアップにより、売上げの低下も考えられますが、引き続き特売日の実施、特売商品の増加等、出来るだけお客様のニーズ及び利便性に応え、昨年同様の収益が上がるよう努力いたします。

最後に、財政面では昨年に引き続き厳しい状況ですが、諸事業を着実に遂行し、地域福祉を推進する組織であることの責任や役割を自覚し、社会福祉協議会に対する住民の皆様の期待、信頼に応えられるよう一層努力してまいります。

各事業の取り組み

◆地域福祉サービス

(1) ささえあい活動推進地区

○地域住民相互の見守り活動

- ・導入する区に対し、26年度より助成を開始します。また、取り組みを開始する区が増加するよう、積極的に啓発活動を行っていきます。
(地域福祉活動計画 基本目標1)

○サロン活動

- ・サロン登録数を年間5ヶ所増やします。特に設置個所の少ない地区に積極的な働きかけを行います。(地域福祉活動計画、基本目標1)
- ・社協日より、ホームページ等にサロン活動の様子を頻繁に掲載し、広く市民の目に留まるようにして、サロン活動を啓発します。
- ・昨年に引き続き、実施団体に対する支援の強化を図ります。具体的にはプログラムや情報の提供に力を入れていきます。
(地域福祉活動計画 基本目標3)
- ・サロンを気軽に取り組むことができるよう食事提供を必要としない簡易版のサロンを新たに助成のメニューに加え、サロンの底辺拡大を目指します。

○買い物支援

- ・買い物支援に取り組む区を5ヶ所増やします。
- ・買い物支援に取り組む区に対し社協より支援を行います。
日用品など公民館へ配達したり、野菜や米などの農産物を公民館で販売していただける方の掘り起しを進めます。

○日常生活支援

- ・簡易な家屋修繕、電球の交換、リサイクルゴミ出しなど、日常生活の困りごとに対する支援を実施する区に対する助成を新たに創設し、地域のニーズに応じていきます。(新規)

○認知症徘徊模擬訓練実施の支援

- ・住民相互の見守り活動を実施する区に対し、認知症徘徊模擬訓練の実施を推奨し、訓練を実施するための助成を行います。

○地域介護予防支援事業との連携

- ・地域介護予防支援事業との連携を深め、体操に取り組む区の掘り起しを行います。

○その他のささえあい活動

- ・住民からのニーズを汲み上げ、新たなささえあい活動のメニュー創設を検討します。（地域福祉活動計画 基本目標2）

○歳末たすけあい事業

- ・歳末に地域活動を実施する区に対して助成を行います。（地域福祉活動計画 基本目標2）

（2）地域高齢者の見守り（小地域ネットワーク活動）

○福祉委員の見守り活動

- ・26年度より新たに3年の任期で活動していただきます。訪問活動をとおして、地域の情報を収集したり、ひとり暮らし高齢者に向けた有用な情報を提供するなど積極的な活動を実施していきます。26年度も述べ活動件数は年間1万5千件以上を目指します。また、地域福祉活動のキーパーソンとなることができるように社協事業の周知を徹底していきます。（地域福祉活動計画 基本目標1）

○研修会、情報提供の徹底

- ・情報提供チラシを定期的に発行し、福祉委員に対する情報提供や資質向上のための研修会も実施します。

○住民相互の見守り活動（再掲）

- ・福祉委員の見守り活動を補完する、住民による地域の見守り活動を推進し、地域の見守りをより強固なものにします。

（3）ボランティアセンター機能の強化

○コーディネート機能の強化

- ・平成22年の地域福祉活動計画の策定以来、5年間で蓄積したノウハウや人材を活用し、地域福祉活動や学校に対しボランティアの斡旋を強化します。
- ・個人ボランティアの把握と登録数を昨年同様10名以上増やします。
- ・ボランティア啓発活動による新規ボランティアグループの掘り起しを行います。年間の目標としては前年同様2グループの登録を目指します。

○災害ボランティアセンター設置訓練

- ・今年度も災害ボランティアセンター設置訓練を実施します。今回はより実際のセンター運営に近い形で訓練を実施します。

また、ボランティアセンター設置の規程、マニュアルの整備、市との協定締結を目指し活動を進めます。

- ・災害時だけでなく、平時の見守りの重要性を地域に説明し、ささえあい活動における住民相互の見守り活動（再掲）に取り組む区を増やします。

○ボランティア講座の実施

- ・点字、朗読の2講座を実施。住民ニーズに応じ、他の講座の開設を検討していきます。

○ボランティアの啓発活動

- ・ボランティア連絡協議会と連携し、健康福祉まつりや市内商業施設などでボランティアを啓発するイベントを開催します。

○ボランティア連絡協議会活動への支援

- ・ボランティア連絡協議会の事務局を社協で担当しています。ボランティアの底辺拡大とボランティア活動に対する支援を中心に事業展開を行います。

(4) 第2期地域福祉活動計画の策定

○第2期地域福祉活動計画

- ・平成22年度より地域福祉活動計画を策定して地域福祉を進めてきました。平成26年度に最終年を迎えるため、平成27年度からの2期計画開始に向け、計画の策定作業を行います。

(5) 広報活動の充実

○広報活動

- ・前年同様、紙媒体によるものと、ホームページなどの電子媒体によるものの両方から広報活動に力を入れ、若年層と老年層両方の取り込みを狙います。
(地域福祉活動計画 基本目標3)

◆総合生活支援サービス

○地域福祉権利擁護事業

- ・契約数を現在の件数から増加させます。
- ・契約者の在宅での生活が困難になりつつあるため、入院、入所が増加しつつあります。権利擁護事業での対応が難しくなっており、入院、入所者への対応が可能となるよう、自主事業を創設します。(新規)

○成年後見制度 法人後見受任に向けた準備

- ・今年度より法人後見の受任について事業化の準備を整えます。当面は申し立ての相談や支援を実施し、受任に備えていきます。そのためには職員の資質向上が必要不可欠であるため職員に対し研修を行います。（新規）

○生活福祉資金の貸付

- ・現在、滞納している世帯について、償還指導を進めます。また、長期滞納で償還の動きのない世帯へは、熊本県社会福祉協議会と連携して償還または問題解決へつながるようにします。
- ・生活福祉資金利用世帯の生活状況及び、直近の償還状況を踏まえ、ケースに応じた償還方法で償還を促していきます。

○福祉資金（生活資金）の貸付

- ・現在、生活保護（申請・受給）世帯の利用が9割を超えていますので、生活保護係と連携を図り、聴き取り業務や書類記入等の簡素化、業務の分担を協議していきます。
- ・当協議会貸付と生活保護制度の狭間におかれている世帯が増加傾向にありますので、それらの困窮世帯への対策を福祉課、包括支援センター等関係機関と共に協議していきます。
- ・ただ、お金を貸付けるだけでなく、世帯の更生、困窮からの脱却に繋がる支援を研究協議していきます。

○心配ごと相談事業

- ・司法書士による相談を毎月1回開催します。
- ・広報紙やホームページ等を活用し広く事業を周知していきます。

○高齢者、障がい者訪問理美容サービス事業

- ・対象となる方々に事業の周知を図るため、社協だよりやホームページ等の広報媒体をフル活用していきます。

○行事用備品の貸出し

- ・地域福祉活動に必要な物品の貸出しを行い、地域の活動を積極的に支援します。また、地域の活動に必要な物品の調査を行い、ニーズに応じた備品の購入を検討します。
- ・本会が保有する印刷機を安価で利用できるようにしています。その際、地域福祉活動などの資料を用意しておいて、地域福祉活動に取り組んでいただけるよう説明します。

○福祉機器の貸与事業

- ・ギャッジベッド、車椅子などの福祉機器を貸与します。
- ・各事業所のケアマネージャーや病院のソーシャルワーカーに周知を徹底します。
- ・当協議会に貸出しできる福祉機器がない場合は、業者の紹介や斡旋を行います。

◆在宅生活支援サービス

(1) ヘルパーステーション

○訪問介護事業（介護保険事業）

○訪問入浴介護事業（介護保険事業）

○相談支援事業（障害者総合支援事業）

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護（障害者総合支援事業）

○移動支援（地域生活支援事業）

○移動入浴（地域生活支援事業）

- ・利用者のニーズに沿ったサービスを提供する為に内部研修、外部研修へ積極的に参加し、ヘルパーの資質及び技術の向上に努めます。
- ・年2回広報誌さわやかを発行し、事業所のPR及び活動内容の報告（お知らせ）をします。
- ・ケアマネージャー及び相談支援専門員と連携を図り、利用者との信頼関係を築き自立支援に向けたサービスの提供をします。

○居宅介護支援事業（介護保険事業）

- ・勉強会、研修会へ積極的に参加して、自己研鑽を高め、事業所のレベル向上と社会資源の把握に努めます。
- ・利用者の住む地域の民生委員、福祉委員との連携を深め、連絡、相談、報告を密に行っています。
- ・利用者のかかりつけ医（先生）と「顔のみえる関係」づくりを構築し、かかりつけ医と連携を深め、利用者の方が今後も在宅で安心して生活できる環境づくりをしています。
- ・広報誌さわやかを継続して発行し、事業の周知と介護の知識等を発信していきます。

○地域介護予防支援事業

- ・地域の介護予防、交流活動の促進、または二次予防事業修了者の受け皿作りとして、今年度も本事業を積極的に進めてまいります。
- ・荒尾市広域での体操教室の規模を少しずつ拡張し、地域を越えた繋がりや、交流の場となる教室の継続実施に努めます。
- ・今年度、新たに9地区・団体等へ週1回の支援を予定しています。

- ・本事業に取り組む地区・団体等の支援は、支援期間を設け、支援期間が終了した地区・団体については月1～2回のフォローアップを行い、体調や実施状況の確認をします。また、地域での活動が問題なく続くように、各地域のニーズに合った支援を継続して実施いたします。
- ・既存地区・団体等の活動の様子を社協だよりやホームページで紹介し、活動意欲を高めたり、他の地域にも興味を持っていただけるようにPRをしていきます。

(2) 交流拠点あおば

○老人デイサービス事業

- ・利用者に最適なサービスを提供できるよう、内部研修、外部研修に参加して職員の知識・技術向上を図ります。
- ・荒尾市にある居宅介護支援事業所を訪問し、パンフレットの配布を行い、ケアマネージャーに周知を図ります。
- ・地域のサロンに参加し、各サロンで必要な情報の提供を行い、地域住民の皆様に周知を図ります。
- ・外部ボランティアの方に定期的に慰問に来ていただき、サービスの充実を図ります。
- ・現在、書道クラブが活動中です。今後ニーズに合わせて、さまざまなクラブ活動を実施して、ケアの充実を図ります。
- ・機能訓練向上に取り組み、ケアの充実や収入増に努めます。

○介護予防事業（運動器の機能向上）

- ・高齢者の健康な身体づくりのための筋力アップ体操を実施します。この事業により、荒尾市と協力して周知を図り、より多くの市民に利用していただけるように努めます。

○学童保育事業

- ・研修への参加・職員間の会議を密に行い、指導員の技術向上と連携を図ります。
- ・ふるさと愛好会との交流を通し、作物収穫体験やものづくり体験を行っていきます。
- ・障がい児の受け入れを行うとともに、児童及び保護者への「障がい」に対する理解を深める窓口的役割を担っていきます。
- ・保護者の相談受け付けや学校との情報交換会を定期的に行い、三者間の連携を深めていきます。

(3) ふれあい福祉センター

○福祉給食事業

- ・配食時における安否確認や緊急連絡体制の整備、オレオレ詐欺や福祉情報の提供等、社協ならではのサービスを実施します。
- ・センター利用者には、毎月季節に応じたイベント食を提供します。

○生活介護事業

- ・土曜祝日の開所を実施し、家族及び介護者の介護負担軽減を図ります。また、利用者に屋外活動など平日と違ったメニューを提供し、リフレッシュを図ります。

○地域活動支援センター

- ・相談支援事業及び居宅介護支援事業との連携を図り、ケア会議等を通じて利用者を総合的に支援出来るよう努めます。

○障害児通所支援

- ・研修参加や県が行う施設支援の積極的活用により、療育内容や職員の指導技術の向上を図ります。
- ・子どもたちの日常生活の場である家庭、保育園、幼稚園、学校等との連携を強化し、生活全体を視野に入れた支援を行います。
- ・荒尾市障害者自立支援懇談会子ども部会において、福祉・保健・教育・医療の各機関や保護者団体等との連携をさらに強め、保護者を支えるネットワークづくりに努めます。

○日中一時支援事業

- ・障がい児の家族の就労支援及び障がい児を日常的に介護している家族の休息を目的として、一時的な預かりを行います。

◆法人運営

○香典返し寄付及び一般寄付、社協会費

- ・広報紙、ホームページ等により、寄付金を随時受け付けていることをお知らせするとともに、寄付金の使い道についても同時に周知していきます。
- ・本会への寄付が「所得控除」または「税額控除」の対象となることも合わせて周知していきます。

○共同募金

- ・赤い羽根共同募金の募金箱設置店を増やしていきます。
- ・募金用の資材（くまモンファイル等）を作り、職域等にて多くの方に募金していただけるよう取り組みます。
- ・企業等がイベントをされる際のイベント募金の募集や、関係団体等のイベント時に募金箱を設置し、募金への声かけを行っていきます。

○福祉センターの指定管理

- ・総合福祉センター、ふれあい福祉センター、潮湯3施設を平成26年度から5年間の指定管理を受けることができました。今まで以上に事業の充実、市民サービスの向上に取り組んでいきます。

(4) 市民病院内売店の経営

- ・仕入れ先を見直して、仕入費の削減に努めていきます。
- ・特売日などに、売店での商品を値下げして販売していきます。
- ・消費税率が変更になりますので、お客様が戸惑うことがないように万全に準備いたします。